

1 共通事項

(1) 本協議会の範囲

本協議会の範囲は、豊明市とする。

(2) 助成の対象となりうる水田等の確認方法

水田台帳、過去の生産調整実績等(畦畔、はざ場等が含まれない田本地面積であるかどうか。)7月31日において、改廃等が行われていないかどうか。

(3) 生産調整実施者の確認方法

本協議会による現地確認または農業共済組合から提供された情報。

(4) 集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している者の確認方法

東海農政局(消費・安全部地域第1課)から提供された情報。

(5) 同一年内に、同一ほ場において複数の用途に取り組んだ場合及びひとつの取組で複数の用途の定められたそれぞれの要件のすべてを満たす場合における取扱い

同一年内に、同一の交付対象者が同一ほ場において複数の用途の種類に取り組んだ場合、交付対象とするのはこのうちのひとつの取組とする。

ひとつの取組で複数の用途の種類要件を満たす場合、重複して交付を受けることができるものとする。

同一ほ場で対象作物が2回以上作付される場合又は混作が行われる場合は、1番単価の高いものにつき1回限り交付するものとする。

対象作物が、同一年内に複数回栽培された場合は、そのうちの1回を本助成の対象とする。

(6) その他の共通事項

対象となる水田については、水田農業構造改革対策実施要領(平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。)第4の2で規定されている助成水田とする。

また、申請者が耕作している水田が本協議会の区域外にある場合は、愛知県内にある場合は本協議会が確認を行うものとするが、その他の場合は当該水田が所在しているところの協議会に確認を依頼するものとする。ただし、その協議会から依頼を拒否された場合は当該水田は対象から除外するものとする。

2 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業

(1) 総括表

(単位：円)

		都道府県協議会からの配分額	活 用 額				
			産地づくり事業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革促進事業	担い手集積加算事業
				稲作構造改革促進事業分	担い手集積加算事業分		
産地づくり交付金		13,929,000	13,929,000				
稲作構造改革促進交付金	基本部分	932,000		102,000		830,000	0
	担い手集積加算	133,000			133,000		0
計		14,994,000	13,929,000	102,000	133,000	830,000	0

(2) 用途ごとの活用計画

(単位 : h a、円、円 / 1 0 a)

用途 の分類 (記号 番号)	助成金の用途の名称	助成対象 面積	活 用 額				計	助成 単価	支払 時期	備考	
			産地づくり事 業	産地づくり特別加算事業		稲作構造改革 促進事業					担い手集積加 算事業
				基本部分から の活用額	担い手集積加 算からの活用 額						
3 1 1	転作作物作付助成 (基本助成)	3 3	3,285,000				3,285,000	別	3月		
G 1 1	転作作物作付助成 (土地利用集積)	1 3	5,764,000				5,764,000	葉	3月		
1 1 2	小麦・大豆出荷助成	1 7 (t)	2,080,000				2,080,000	の	3月		
D 3 3	農用地利用集積助成	3 9	1,935,000				1,935,000	と	3月		
D 3 3	新規利用権設定助成	3	95,000	102,000	133,000		330,000	お	3月		
3 C 3	協議会運営費		770,000				770,000	り	5月 1 0月		
	米価下落等の補てん (基本部分)					830,000	830,000		3月		
	米価下落等の補てん (担い手集積加算)	当年分					0	0			
		(前年度分)						0			
	計		13,929,000	102,000	133,000	830,000	0	14,994,000			

(3) 産地づくり事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地づくり特別加算事業の内容等
(ア) 産地づくり事業及び産地づくり特別加算事業の各用途ごとの内容等

助成金の用途の名称	転作作物作付助成 (基本助成)
用途の分類 (記号番号)	3 1 1
具体的内容 [支出の項目]	需要に応じた米の計画的生産の確立のため、協議会において定める作物を作付けした場合、作付けを行った農業者に対し、作付け面積及び生産調整作物に応じて定額助成を行う。
効果	<ul style="list-style-type: none"> 米以外の転作作物を取り組んだ面積に対して助成することにより、農業者自らが米の計画的生産に取り組んでいただくことができ、米の生産調整の推進に資する。 地域生産振興作物に対しての助成額を高めを設定することにより、地域に根差した転作作物の定着に資する。
	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊明市水田農業推進協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団 (農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体 (法人格を有しないものについては3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。) 以下「農業者等」という。) 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団構成員全員の水稻作付け面積 (生産調整方針の運用に関する要領 (平成18年11月9日付け18総食第778号農林水産省総合食料局長通知。以下「生産調整方針要領」という。) 第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付け面積を除く。) の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の拠出金を納付しているものであることとする。

<p>助成要件 [支出の対象]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行なった結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第4の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は実施要領第6の2（1）に規定されている実際の耕作を行っている農業者等。ただし、実際の耕作者が本事業の助成金を受取る場合、権限を有する農業者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・他地区協議会より助成を受けていない者で、本協議会の区域外にある助成水田への出作者又は、本協議会の区域内への入作者については、助成対象となり得る。 <p>転作要件及び対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第4の2で規定されている助成水田において、対象作物の収穫年度（レンゲについては、すき込みを行なった年度）に水稻の作付（生産数量目標の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行なわれていないもの。 ・助成対象とする作物等は、別表とする。 ・通常の収穫をあげうるに必要な栽培密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 ・永年性作物については、平成15年以前の作付は対象外とする。 																										
<p>確認方法</p>	<p>通常の収穫、通常の肥培管理が行なわれていること、及び水稻の作付が行なわれていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地見回り（確認日 麦・景観作物(春開花)：4月20日、夏野菜・景観作物(夏開花)・水稻の作付けが行なわれていないこと及び大豆：7月2日から13日、そば：9月20日、秋冬野菜・景観作物(秋開花)：11月30日） <p>作付面積の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、登記事項証明書等の公的資料との照合等 その他 ・全作業委託の場合、受委託契約書の写し 																										
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>麦、大豆</td> <td style="text-align: right;">11千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>大豆を除く豆類</td> <td style="text-align: right;">8千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>小豆、落花生</td> <td style="text-align: right;">8千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>一般作物</td> <td style="text-align: right;">8千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>飼料作物、雑穀</td> <td style="text-align: right;">6千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>特例作物</td> <td style="text-align: right;">6千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>なす等のやさい</td> <td style="text-align: right;">6千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>永年性作物</td> <td style="text-align: right;">6千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>前対策で認められた果樹</td> <td style="text-align: right;">6千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>景観形成作物</td> <td style="text-align: right;">6千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>コスモス・菜の花・れんげ</td> <td style="text-align: right;">3千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>調整水田</td> <td style="text-align: right;">2千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td>自己保全管理</td> <td style="text-align: right;">2千円 / 10a</td> </tr> </table>	麦、大豆	11千円 / 10a	大豆を除く豆類	8千円 / 10a	小豆、落花生	8千円 / 10a	一般作物	8千円 / 10a	飼料作物、雑穀	6千円 / 10a	特例作物	6千円 / 10a	なす等のやさい	6千円 / 10a	永年性作物	6千円 / 10a	前対策で認められた果樹	6千円 / 10a	景観形成作物	6千円 / 10a	コスモス・菜の花・れんげ	3千円 / 10a	調整水田	2千円 / 10a	自己保全管理	2千円 / 10a
麦、大豆	11千円 / 10a																										
大豆を除く豆類	8千円 / 10a																										
小豆、落花生	8千円 / 10a																										
一般作物	8千円 / 10a																										
飼料作物、雑穀	6千円 / 10a																										
特例作物	6千円 / 10a																										
なす等のやさい	6千円 / 10a																										
永年性作物	6千円 / 10a																										
前対策で認められた果樹	6千円 / 10a																										
景観形成作物	6千円 / 10a																										
コスモス・菜の花・れんげ	3千円 / 10a																										
調整水田	2千円 / 10a																										
自己保全管理	2千円 / 10a																										
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、「転作作物作付助成（土地利用集積）」、「小麦・大豆出荷助成」、「農用地利用集積助成」から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> $\text{調整後の単価} = \frac{\text{調整前の単価} \times (\text{本用途の当初予定額} + \text{流用を受けた額})}{\text{助成必要額}}$																										

別表

助 成 の 種 類

作 物 名		作 物 の 種 類
麦 類		小 麦
豆 類		大 豆・小豆・落花生
一 般 作 物	飼料作物等	青刈りとうもろこし・ソルガム・ホールクroppサイレージ用稲 永年性牧草・イタリアンライグラス・その他一年生牧草・飼料用 根菜類・飼料用穀類・飼料作物青刈り稲 (上記の作物には、「利用供給協定又は自家利用計画」が必要) 加工用青刈り稲
	雑 穀	そば・ハトムギ
特 例 作 物	野 菜	きゅうり・トマト・なす・ピーマン・かぼちゃ・いちご・すいか メロン・キャベツ・はくさい・はくさい・ほうれんそう・たまね ぎ・レタス・だいこん・にんじん・さといも・しょうが・えだま め・青さやいんげん・未成熟とうもろこし・ばれいしょ(食用品種) かんしょ(食用品種)・アスパラガス・きのこ類・しろうり・とう がらし・オクラ・セルリー・カリフラワー・ブロッコリー・こも ちかんらん・つけな類・しゅんぎく・みつば・せり・パセリー ふき・しそ・にら・らっきょう・みょうが・食用ぎく・かぶ・ご ぼう・やまいも・青さやえんどう・未成熟そらまめ・こまつな サニーレタス・カブラナ・まくわうり・その他野菜・くわい たばこ・こんにゃく
		景観形成作物
永 性 作 物	果 樹	ナシ・モモ・ウメ・ビワ・カキ・イチジク・クリ (平成16年度から平成18年度において助成水田の対象となっているもの)
	林地等	林地・養魚池・農業生産施設・施設園芸用施設・養魚水田 (平成16年度から平成18年度において助成水田の対象となっているもの)
	花き・種苗類	花き・花木・種苗類・芝
	薬用・香料作物	薬用作物・香料作物・みつまた
調 整 水 田		調整水田(全体)・調整水田(部分) (平成16年度から平成18年度において助成水田の対象となっているもの)
自己保全管理		自己保全管理 (平成16年度から平成18年度において助成水田の対象となっているもの)

助成金の使途の名称	転作作物作付助成（土地利用集積）
使途の分類 （記号番号）	G 1 1
具体的内容 [支出の項目]	担い手による麦・大豆・そばの本作化を目指した土地利用集積による作物作付けをした場合、作付けを行った担い手に対し、作付け面積に応じて定額助成を行う。
効果	担い手に土地利用集積をすることにより、各作物の本作化を目指すと共に各作物の目標達成に資する。また、助成することにより、米の生産調整の推進に資すると共に、ビジョンが目指す水田農業構造改革の推進に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊明市水田農業ビジョンにおいて明確化され、担い手リスト（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第 部第5の2の（4）に定める担い手リストをいう。）に掲載されている者。なお、豊明市水田農業推進協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業者等であること。また、作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。同様に、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行なった結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団構成員全員的水稻作付け面積（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付け面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の拠出金を納付しているものであることとする。 ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 <p>助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第4の2で規定されている助成水田を対象とする。 <p>転作要件及び対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の収穫年度に水稻の作付（生産数量目標の外数として扱われるもののうちほ場が特定されているものを除く。）が行なわれていないこと。 ・麦、大豆及びそばとする。 ・通常の収穫をあげうるに必要な栽培密度があるとともに、通常の肥培管理が行われているものとする。 <p>規模要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自作地面積、利用権設定面積、作業受託面積の合計面積が1作物4ha以上の作物作付けをしていること。 <p>その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦及び大豆については、共同調製施設を通じて出荷していること。

<p>確認方法</p>	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田農業ビジョンにおける担い手リストとの照合 <p>通常の収穫、通常の肥培管理が行なわれていること、及び水稲の作付が行なわれていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地見回り（確認日 麦：4月20日、水稲の作付けが行なわれていないこと及び大豆：7月2日から13日、そば：9月20日） <p>作付面積の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、登記事項証明書等の公的資料との照合等 規模要件 ・受委託契約書の写し又は利用集積計画書等 ・市農業委員会が所有する利用権設定情報との照合 ・実測、登記事項証明書等の公的資料との照合等 その他 ・作業受託の場合、受委託契約書の写 						
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">麦</td> <td style="text-align: right;">44千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大豆</td> <td style="text-align: right;">44千円 / 10a</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">そば</td> <td style="text-align: right;">20千円 / 10a</td> </tr> </table>	麦	44千円 / 10a	大豆	44千円 / 10a	そば	20千円 / 10a
麦	44千円 / 10a						
大豆	44千円 / 10a						
そば	20千円 / 10a						
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> $\text{調整後の単価} = \frac{\text{調整前の単価} \times (\text{本用途の当初予定額} + \text{流用を受けた額})}{\text{助成必要額}}$						

助成金の使途の名称	小麦・大豆出荷助成
使途の分類 (記号番号)	112
具体的内容 [支出の項目]	生産調整水田で生産された小麦・大豆の出荷量に応じて助成を行う。
効果	需要量に応じた米の生産に資するとともに、国産小麦・大豆の自給率向上に役立つ。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊明市水田農業推進協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業共済資格団体その他栽培、集出荷、販売等の過程を共同で行うことを目的とする生産集団（農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人その他農業者で組織する団体（法人格を有しないものについては3以上の農業者で構成し、代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。）以下「農業者等」という。） ・法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団構成員全員の水稲作付け面積（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稲の作付け面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の拠出金を納付しているものであることとする。 ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稲の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 ・集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稲の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稲の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稲作付面積の控除を行なった結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象となり得る。 ・水田農業構造改革対策実施要領（平成16年4月1日付け15生産第8000号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知。以下「実施要領」という。）第4の2で規定されている助成水田において、権原に基づいて作物作付けを実施している農業者。又は実施要領第6の2（1）に規定されている実際の耕作を行っている農業者等。ただし、実際の耕作者が本事業の助成金を受取る場合、権限を有する農業者との間であらかじめ合意が整っていること。 ・他地区協議会より助成を受けていない者で、本協議会の区域外にある助成水田への出作者又は、本協議会の区域内への入作者については、助成対象となり得る。 <p>対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小麦：農産物検査法第6条及び第8条に規定する品位等検査を受検したもの ・大豆：農産物検査法第9条に規定する品位等検査を受検したもの <p>出荷に対する要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記検査を受検し、出荷されたもの。

<p>確認方法</p>	<p>通常の収穫、通常の肥培管理が行なわれていること、及び水稲の作付が行なわれていないことの確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地見回り（確認日 麦：4月20日、水稲の作付が行なわれていないこと及び大豆：7月2日から13日） <p>助成対象作物の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出荷伝票、農産物検査法による品位等検査結果表 ・農協等からの報告 <p>作付面積の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実測、登記事項証明書等の公的資料との照合等 その他 ・作業受託の場合、受委託契約書の写し 				
<p>助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)</p>	<table> <tr> <td>小麦</td> <td>7千円 / 60kg</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td>8千円 / 60kg</td> </tr> </table>	小麦	7千円 / 60kg	大豆	8千円 / 60kg
小麦	7千円 / 60kg				
大豆	8千円 / 60kg				
<p>単価調整の方法</p>	<p>本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回る事が明らかになった場合、「転作作物作付助成（基本助成）」、「転作作物作付助成（土地利用集積）」、「農用地利用集積助成」から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> $\text{調整後の単価} = \frac{\text{調整前の単価} \times (\text{本用途の当初予定額} + \text{流用を受けた額})}{\text{助成必要額}}$				

助成金の使途の名称	農用地利用集積助成
使途の分類 (記号番号)	D 3 3
具体的内容 [支出の項目]	担い手が農用地利用集積権を既に設定している農地に定額助成する。
効果	担い手に集積された農地を保持し続けようとする意欲を持たせるとともに、経営の安定化に資する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊明市水田農業ビジョンにおいて明確化され、担い手リスト（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第 部第5の2の（4）に定める担い手リストをいう。）に掲載されている者。なお、豊明市水田協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業者等であること。また、作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。同様に、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行なった結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成対象と ・ 法人格を有しない生産集団に交付する場合にあっては当該生産集団構成員全員的水稻作付け面積（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付け面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の拠出金を納付しているものであることとする。係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合 ・ 作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 <p>助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度（前年11月30日）までに利用権の設定を受けている農地であり、今年度（前年12月1日以降）も利用権の設定を引き続き受けている農地。
確認方法	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田農業ビジョンにおける担い手リストとの照合 <p>助成対象水田の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水田台帳 ・ 市農業委員会が所有する利用権設定情報との照合 <p>田本地面積の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地登記簿 ・ 水田台帳
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	10 a 当たり 5,000円

単価調整の方法

本用途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の用途から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、他の用途に流用することができる。なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。

$$\text{調整後の単価} = \frac{\text{調整前の単価} \times (\text{本用途の当初予定額} + \text{流用を受けた額})}{\text{助成必要額}}$$

助成金の使途の名称	新規利用権設定助成【産地づくり特別加算事業分】
使途の分類（記号番号）	D 3 3
具体的内容 [支出の項目]	担い手が農用地利用集積権を、新規に設定する農地に定額助成を行う。
効果	農地の流動化を促すとともに、担い手の営農規模拡大を助長する。
助成要件 [支出の対象]	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊明市水田農業ビジョンにおいて明確化され、担い手リスト（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第5部の2の（4）に定める担い手リストをいう。）に掲載されている者。なお、豊明市水田農業推進協議会長から生産調整実施者の確認を受けた者であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付している農業者個人又は農業者等であること。また、作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。同様に、集荷円滑化対策の生産者拠出金を納付していない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合又は集荷円滑化対策実施要領（平成16年4月1日付け15総食第828号農林水産省総合食料局長通知。以下「集荷円滑化要領」という。）第1の2の（2）の規定により水稻作付面積の控除を行なった結果、生産者拠出金が0円となる場合には、助成・法人格を有しない生産集団に交付する場合には当該生産集団構成員全員的水稻作付け面積（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀に係る水稻の作付け面積を除く。）の合計が当該構成員全員に通知された作付確定面積の合計を上回っておらず、かつ、当該構成員全員が集荷円滑化対策の拠出金を納付しているものであることとする。 ・作付確定面積の通知を受けていないため、生産調整実施者の確認を受けていない農業者であっても、水稻の作付け（生産調整方針要領第6の2に定める生産確定数量の外数として扱う米穀の生産に係る水稻の作付けを除く。）を行っていないことが確認された場合には、助成対象となり得る。 <p>助成対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度（前年12月1日以降）から新規に利用権が設定された農地。
確認方法	<p>交付対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田農業ビジョンにおける担い手リストとの照合 <p>助成対象水田の確認方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳 ・市農業委員会が所有する利用権設定情報との照合 田本地面積の確認方法 ・土地登記簿 ・水田台帳
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	10 a 当たり 11,000円
単価調整の方法	<p>本使途について、計画を取りまとめた結果、当初予定額を上回ることが明らかになった場合、他の使途から流用を受けることができる。また、活用額に余剰が生じたときは、「転作作物作付助成（土地利用集積）」、「農用地利用集積助成」に流用することができる。なお、上記によっても不足する場合は、次式により単価調整を行う。</p> <p>調整後の単価 = 調整前の単価 × (本使途の当初予定額 + 流用を受けた額) / 助成必要額</p>

助成金の使途の名称	協議会運営費
使途の分類 (記号番号)	3 C 3
具体的内容 [支出の項目]	<p>需要に応じた米の計画的生産や水田農業の産地づくり対策等本市における水田農業構造改革事業を推進するため水田農業推進協議会及び地区生産調整推進協議会の開催に要する経費及び地産地消推進のため、豊明産米の販売促進を図る対策を行う。豊明産米消費拡大のため新米入小袋を試食用に作成し、産直施設やイベント等で配布し需要拡大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費 ・事務等経費
効果	<p>協議会運営費を活用することにより、生産調整の推進・産地づくりの推進等、農業者を中心とした具体的な話し合いが推進され、集落を中心とした水田環境等の良好な保全に寄与することができる。また、地域住民に地元産米を積極的にPRすることにより、豊明産米の一層の消費拡大が図られ、ビジョンに掲げられている地元産米の販売促進に寄与することができる。</p>
助成要件 [支出の対象]	<p>協議会運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費： 生産調整・産地づくり対策等のため、農業者団体等で構成する4地区生産調整推進協議会出席のための車賃 水田農業推進協議会出席のための車賃 ・事務等経費：会議及び事務に要する費用 販売促進活動 ・事務等経費：消費拡大PRのための試食用米の作成費用（米代、ラベル、袋代及び詰込費用）
確認方法	<p>協議会運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費：会議開催通知・出席者名簿・支払調書 ・事務等経費：会議開催通知・出席者名簿・支払調書 販売促進活動 ・事務等経費：支払調書
助成水準 [積算根拠] (助成額の算定方法)	<p>協議会運営費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費 地区生産調整協議会参加車賃：100人×3回×1,000円=300,000円 水田農業推進協議会出席車賃：9人×3回×2,000円=54,000円 ・事務等経費 会議飲料代：342人×120円=41,040円 消耗品費：事務用品等 6,960円 (コピー用紙A3 2,500円、A4 1,260円 ラベルシート 3,200円) 販売促進活動 試食用新米：367,500円(1,000袋×367.5円)(米代を含む) (新米代270円/700g ラベル、袋代及び詰込費用)
単価調整の方法	<p>単価については、当初計画を上限として、実績が当初計画より減少した場合は、翌年度に繰り越す。</p>

(イ) 稲作構造改革促進事業

助成金の使途の名称	米価下落等の補てん
助成要件	<p>助成対象者</p> <p>本協議会が生産調整実施者であることを確認した者で、かつ、集荷円滑化対策に係る抛出を行っている者のうち、本年産の米穀の作付けを行っている者。ただし、品目横断的経営安定対策加入者を除く。</p> <p>助成対象水田</p> <p>共通事項の(2)助成の対象となり得る水田に記載されている対象水田のうち、上記の助成対象者が、作付確定面積の範囲内で主食用等水稻の作付を行った水田。</p>
確認方法	<p>助成対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項の(3)及び(4)により確認 ・東海農政局から提供された情報により、品目横断的経営安定対策非加入者であることを確認 <p>助成対象水田</p> <p>共通事項の(2)助成の対象となり得る水田の確認方法による</p>
助成水準 [積算根拠]	<p>水稻作付け10a当たり4,000円 (8俵×500/円・60kg)</p>
<p>基準収入及び当年産</p> <p>収入の算出方法</p>	<p>(1) 基準収入の算出方法及び算出額</p> <p>基準収入の算出は、地域協議会を構成している市町村(以下「市町村」という。)ごとに5年前年産から前年産までの5か年における各年産の10アール当たり稲作収入の最高値及び最低値を除いた3か年の平均により算出するものとする。</p> <p>の各年産の10アール当たり稲作収入については、各年産の60キログラム当たりの販売価格に農林水産省統計部が公表する各市町村の10アール当たり収量を乗じて60で除して算出した額とする。</p> <p>ただし、10アール当たり収量について、平成16年産以降は、農林水産省が公表する各年産の10月15日現在における作況指数が全国101以上であり、かつ、愛知県で101以上、かつ、作柄表示地帯で101以上の場合は、市町村別平均単収(農林水産統計における、前年産までの過去最近7か年の市町村別10アール当たり収量を使用し、その最高値及び最低値を除いた5か年分の平均した値。品目横断的経営安定対策実施要領(平成18年6月27日付け18経営第1871号農林水産省経営局長通知)第6の4の(3)のイの(イ)で算出される市町村別の標準単収)とする。</p> <p>の米穀の60キログラム当たりの販売価格については、財団法人全国米穀取引・価格形成センター(以下「センター」という。)(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引とする。以下同じ。)又は特定取引(平成17年以前産米の取引にあつては基本取引に準じる取引とする。以下同じ。)のうち早場米を対象として行う取引(以下「早期米取引」という。)が行われた愛知県産の産地</p>

	<p>品種銘柄のうち落札数量の多い順の上位3銘柄（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が2銘柄である年産については、当該2銘柄とする。）について、センターが公表した入札取引された各銘柄の価格（包装代、消費税等を含んだ価格で公表している場合にあつては当該包装代、消費税等相当額を除いた価格とする。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（以下「年産平均価格」という。）を各銘柄の落札数量で加重平均した価格（通年取引若しくは期別取引又は早期米取引が行われた愛知県産の産地品種銘柄が1銘柄である年産にあつては当該1銘柄についての年産平均価格とする。）とする。</p> <p>ただし、前年産については、生産年の翌年3月末日までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いるものとする。</p> <p>なお、当年産及び前年産から5年前までの年産のいずれかに上場産地品種銘柄がない場合にあつては、当年産及び前年産から5年前までの販売価格として、通年取引、期別取引が行われた全銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格を使用するものとする。</p> <p>(2) 当年産収入の算出方法</p> <p>当年産収入の算出は、生産年の翌年の1月末までにセンターが公表した価格及び落札数量を用いて、(1)の 及び に準じて当年産収入を算出するものとする。</p>
<p>補てん単価の算出方法 （補てん額の算出方法）</p>	<p>$(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$ が 助成水準を上回る場合は、助成水準が補てん単価 助成水準を下回る場合は、「$(\text{基準収入} - \text{当年産収入}) \times 0.9$」 が補てん単価。 営農計画書に記載された主食用等水稻作付面積に10a当たりの補 てん単価を乗じることにより算出する。</p>
<p>単価調整の方法</p>	<p>本計画において定めた活用額に対して、実際に算出した所要額が上 回ることが明らかになった場合、次式により単価調整を行う。 調整後の単価 = $\frac{\text{調整前の単価} \times \text{当初の助成水準の設定の際に推定した面積}}{\text{営農計画書による申請面積}}$</p>

3 需要量に関する情報

(1) 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

都道府県から市町村への需要量に関する情報	市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,222	1,222	0
合計	1,222	0

- (注) 1 単位は、市町村が第三者機関的組織に提供した需要量の情報の単位とすること。
 2 都道府県から市町村への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(1)の工に定める市町村別の需要量に関する情報を記入すること。
 3 市町村が情報提供した第三者機関的組織別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(2)のアに定める第三者機関的組織別の需要量に関する情報を記入すること。
 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(2)のウの規定に基づき、市町村長が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。

(2) 第三者機関的組織から認定方針作成者への需要量に関する情報の提供

(単位：トン)

市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報	第三者機関的組織が情報提供した認定方針作者別の需要量に関する情報の計	
		生産数量目標の補正
1,222	1,222	0

- (注) 1 単位は、第三者機関的組織が認定方針作成者別に提供した需要量の情報の単位とすること。
 2 市町村から第三者機関的組織への需要量に関する情報の欄には、運用要領第4の3の(2)のアにより、市町村長から情報提供を受けた第三者機関的組織を区域とする地域別の需要量に関する第三者機関的組織の情報を記入すること。
 3 第三者機関的組織が情報提供した認定方針作成者別の需要量に関する情報の計の欄には、運用要領第4の3の(3)のアにより算定し、認定方針作成者の代表者へ情報提供した合計数量を記入すること。
 4 生産数量目標の補正の欄には、運用要領第4の3の(3)のイの規定に基づき、第三者機関的組織が運用要領第5の3に規定(第5の3の(1)の場合を除く。)する生産数量目標の補正が見込まれる数量を前もって控除し、又は加算した補正数量を記入すること。